

○ 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令 (平成十六年経済産業省令第九十七号)

(傍線部分は改正部分)

改正	現行
<p>(電気工作物)</p> <p>第四条 電気工作物の技術基準は、前二条に定めるもののほか、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十二号。第十九条第一項から第九項まで、第十一項、第十二項及び第十五項並びに第五十条、第七十一条を除く。)に規定する基準とする。</p> <p>(坑廃水処理施設)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の坑水又は廃水の測定方法は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 坑水又は廃水の量の測定は、次に掲げる工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下単に「日本工業規格」という。)の試験方法によること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 金属鉱山等、石油鉱山及び附属施設においては、日本工業規格K〇〇九四(工業用水・工業排水の試料採取方法)</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>(電気工作物)</p> <p>第四条 電気工作物の技術基準は、前二条に定めるもののほか、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十二号。第十九条第一項から第六項まで、第八項及び第九項並びに第五十条、第七十一条を除く。)に規定する基準とする。</p> <p>(坑廃水処理施設)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の坑水又は廃水の測定方法は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 坑水又は廃水の量の測定は、次に掲げる工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下単に「日本工業規格」という。)の試験方法によること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 金属鉱山等、石油鉱山及び附属施設においては、日本工業規格M〇二〇二(坑水・廃水試験方法)</p> <p>四・五 (略)</p>